

○ゾーン30の整備方針について（通達）

令和3年5月11日交規乙達第23号
石川県警察本部長から警察署長あて

対号1 令和3年5月10日付け交規乙達第22号「ゾーン30の推進について（通達）」

対号2 令和2年1月6日付け交規乙達第1号「ゾーン30の整備方針について（通達）」

生活道路におけるゾーン対策については、対号1及び対号2に基づき推進中であるが、この度、警察庁交通局が国土交通省道路局と共に、別添1のとおり「生活道路の交通安全に係る新たな連携施策について」を取りまとめたところであり、今後の生活道路におけるゾーン対策等について、国土交通省道路局から各地方整備局道路部長等に対して別添2のとおり通知されていることから、道路管理者との更なる連携を図った整備の推進と内容の充実に努められたい。

なお、対号2は廃止する。

記

1 整備方針

「第11次交通安全基本計画」においては、生活道路における安全確保、地域が一体となった交通安全対策の推進等が重視すべき視点とされるとともに、講じようとする施策として、生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備が掲げられ、その具体的手法として、物理的デバイスと組み合わせたゾーン規制の活用等が位置付けられたところ、今後も対号1の趣旨に基づき、適切な箇所へのゾーン30の推進に努めること。

特に、ハンプ・狭さくといった物理的デバイス等を設置することはゾーン30の整備効果を高めるものであることから、道路管理者と連携してこれらの設置を推進するなど、地域住民の意見等を踏まえ、更なる安全対策を講じること。

2 ゾーン設定の考え方

これまでのゾーン設定は、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られる地区をより柔軟に設定することとし、主として小・中学校等の通学路を含む区域等を選定の上、ゾーン対策が進められているところ、引き続き、この基本的な考え方に基づき、生活道路における有効な安全対策として、ゾーン30の更なる推進を図

ること。

また、地域住民等の要望や現場の交通状況等を踏まえつつ、公共施設や病院・児童遊園等高齢者や子供が利用する施設等を含む区域、観光施設等多数の歩行者等の通行が想定される区域等について、歩行者等の安全確保を図ることを念頭に、より柔軟なゾーン設定を検討すること。

特に、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路については、「未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検の実施について（通達）」（令和元年7月11日付け交規甲達第30号、交企甲達第89号、交指甲達第56号）及び「キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について」（令和元年11月18日付け交規乙達第52号、交企乙達第120号、交指乙達第81号）を踏まえ、ゾーン設定を検討すること。

なお、今後新たにゾーン30を整備する際は、別添1の3(2)ウに示しているとおり、原則として物理的デバイス等の適切な組合せにより交通安全の向上を図ることを前提とした整備を検討すること。

3 道路管理者との連携

別添1のとおり、物理的デバイスの設置等を支援してきた「生活道路対策エリア」に代わり、ゾーン30等による低速度規制と物理的デバイス等の適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域（以下「対策区域」という。）について、要件等を定めたことから、道路管理者と連携しながら順次選定を検討し、対策区域における対策の充実を図ること。

(1) 対策区域の要件

対策区域の要件は、別添1の2に示しているとおりであり、具体的には、既に整備され、若しくは整備が予定されているゾーン30又は低速度規制が実施され、若しくは実施が予定されている区間及び区域が対策区域となる。

(2) 対策区域の考え方

対策区域の選定及び対策区域における安全対策については、次のとおり検討すること。

ア 生活道路対策エリア

(ア) 既にゾーン30による低速度規制と物理的デバイスの設置が実施されている区域

対策区域の要件を満たしていることから、必要であれば、ゾーン30の区域拡大等の見直しを行うとともに、物理的デバイスの増設等対策の更なる充実について検討すること。

(イ) 既にゾーン30による低速度規制が実施されているが、物理的デバイスが設置されていない区域

道路管理者において、物理的デバイスを適切に、かつ、早期に設置する

計画を立案することから、適切な設置となるよう連携を図ること。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の区域

地域の関係者が歩行者の安全・安心の確保のための対策を望む区域について、ゾーン30による低速度規制を実施するとともに、物理的デバイスの設置を立案するほか、対策区域への通過車両の進入や車両の速度抑制のために、関係機関と連携して、路面表示等による注意喚起を検討すること。

イ ゾーン30

(ア) 既に物理的デバイスが設置されている区域

対策区域の要件を満たしていることから、必要であれば、ゾーン30の区域拡大等の見直しや物理的デバイスの増設等対策の更なる充実について検討すること。

(イ) 物理的デバイスが設置されていない区域

道路管理者において、物理的デバイスを適切に、かつ、早期に設置する計画を立案することから、適切な設置となるよう連携を図ること。

(ウ) 新たに整備するゾーン30

物理的デバイスの設置を前提に、原則、対策区域として整備すること。

4 路線での整備

路線での低速度規制が実施され、又は実施が予定されている区間について、対策が必要な場合は、道路管理者と連携し、物理的デバイスの適切かつ効果的な設置を検討すること。

5 対策の充実

対策区域においては、低速度規制の実施と物理的デバイスの設置に加え、次の各種対策の充実を図り、対策の効果を高めることを検討すること。

(1) 入口の明確化

ゾーン30の入口には、最高速度30km/hの背板付きの区域規制標識を設置し、必要に応じ「ゾーン30」の路面表示を併せて設置しているところであるが、ドライバーに対して、ゾーン内は歩行者等の通行が最優先される道路環境であることをより明確に認識させる観点から、シンボルマーク入り看板等法定外表示の活用は有効な対策と考えられることから、対策区域の入口についても、入口を明確化するための施策を推進すること。この際、同一の行政区域内や隣接する行政区域においては可能な限りその統一を図るなど、ドライバーにとって分かりやすい表示となるよう留意すること。

(2) 交通規制の実施

交通実態等に応じ、対策区域内の大型通行禁止規制、一方通行、一時停止、周辺道路の進行方向別通行区分といった交通規制を実施するとともに、既に実

施されている交通規制の効果を高めるため、道路標識・道路標示の高輝度化等の整備を行うこと。

(3) 信号機の改良

対策区域内への流入抑制を図るため、周辺道路における信号機の改良等による円滑化対策を行うこと。

(4) 路側帯の設置・拡幅における追加対策

中央線の抹消等により路側帯を設置・拡幅した際は、より効果的なものとするため、カラー舗装等の整備を行うこと。

6 留意事項

(1) 地域の合意形成

対策に当たっては、地域の関係者等の参加・協働が必要不可欠であることから、局長通達の趣旨に基づき、地域住民の円滑な合意形成がなされるよう努めること。

(2) 周知・広報等の推進

ゾーン30の周知・広報については、各都道府県警察において、創意工夫により様々な取組がなされているところであるが、今後も、ゾーン30の趣旨及び設定箇所をドライバー等に周知し、通過交通と自動車の走行速度の抑制を図るため、あらゆる機会や各種広報媒体を活用して、積極的な情報発信に努めること。

(3) 効果検証等

ゾーン30の整備によって、ゾーン内における交通事故抑止のほか、通過交通や自動車の走行速度が抑制され、歩行者や自転車の安全確保が優先される道路空間となっているか、定期的に効果を検証し、必要に応じ追加対策を講じるなどの見直しを行うこと。

検証に当たっては、必要な交通事故データ等を道路管理者と共有するなど、連携して効果検証を実施すること。

※別添1・2は省略